

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成30年2月16日付けで行った法62条3項の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分を違法又は不当であると主張している。

請求人に対してなされた就労支援面接のための来所指示は、自発的に求職活動を行ってきた請求人にとっては必要最小限度のものではなく、全く不要なものである。また、処分者は、就労支援面接の内容を質問されてもそれに回答せず、単に就労支援面接のために来所するよう指示するのみであったのであるから、当該指示は、請求人の意思に反する強制と言わざるを得ない。

したがって、処分者が請求人に対して行った指示は法27条2

項、3項に違反して違法であるから、当該違法な指示に基づいて行われた本件処分も違法である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月22日	諮問
平成30年12月26日	審議（第28回第2部会）
平成31年 1月15日	審議（第29回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。
- (2) 法27条1項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとし、同条2項は、前項（1項）の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならないとし、同条3項は、1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならないとしている。

- (3) 法60条は、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならないとしており、被保護者に生活上の義務を課している。
- (4) 法62条1項は、被保護者は、保護の実施機関が、27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとし、同条3項は、保護の実施機関は、被保護者が前2項（同条1項及び2項）の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとし、同条4項は、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとしている。

そして、法施行規則19条は、法62条3項に規定する保護の実施機関の権限は、法27条1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならないとしている。その趣旨は、保護の実施機関が上記の権限を行使する場合にこれに先立って必要となる法27条1項に基づく指導又は指示を書面によって行うべきものとするにより、保護の実施機関による指導又は指示及び保護の廃止等に係る判断が慎重かつ合理的に行われることを担保してその恣意を抑制するとともに、被保護者が従うべき指導又は指示がされたこと及びその内容を明確にし、それらを十分に認識し得ないまま不利益処分を受けることを防止して、被保護者の権利保護を図りつつ、指導又は指示の実効性を確保することにあるものと解され、法27条1項に基づく指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難

である場合には、当該指導又は指示に従わなかったことを理由に法62条3項に基づく保護の廃止等を行うことは違法となると解される（最高裁判所平成26年10月23日判決。裁判所ウェブサイト掲載判例参照）。

(5) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）は、要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させることとしている（次官通知第4）。

(6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこととしている（局長通知第4・1）。

そして、稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・履歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと（同第4・2）、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が上記（同第4・2）で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえて行うこと（同第4・3）、就労の場を得ることができるか否かの評価については、上記（同第4・2）で評価した本人の稼働能力を前提として、

地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと（同第4・4）としている。

また、保護受給中の者については、現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいときは、必要に応じて法27条による指導指示を行うこととし（局長通知第11・2・(1)・ウ）、当該指導指示を行うにあたっては、本人による求職活動をうながし、これに適切な助言、指導又はあっせんを行うこととするが、これによることが適当でない場合は、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行うものとするとしている（局長通知第11・2・(2)）。

そして、法27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととし、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法62条により所定の手続を経たうえ当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととしている（局長通知第11・2・(4)）。

- (7) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、被保護者が書面による法27条の規定による指導指示に従わない場合には、法62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法27条により書面による指導指示を行うこととし、保護の変更によるこ

とが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったときは、停止を解除することとしている（課長通知第11・問1の答2）。

(8) 次官通知、局長通知及び課長通知の各通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

2 本件処分について

(1) 処分庁は、平成30年2月27日付けで本件処分による保護の停止を解除して、同日から保護を再開していることが認められるものの、仮に本件処分に違法又は不当な点があり、本件処分が取り消された場合には、請求人は本件処分による保護停止日（平成30年2月15日）から上記停止の解除による保護再開日の前日（平成30年2月26日）までの間に支給されるべき保護費を得ることができることから、保護の停止が解除された後も、なお、本件審査請求において本件処分の取り消しを求める法律上の利益を有する者と認められる。以上のことを前提に、本件処分の適否について検討する。

(2) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努めなければならないとし、要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させることとしているところ（上記1・(1)、(3)及び(5)）、担当職員は、本件保護開始以降、請求人に対して、口頭で就労による自立支援のための指導指示を繰り返ししてきたことが認められる。

そして、請求人が、処分庁に対し「自立支援事業参加同意書」及び「自立支援計画書」を提出した後、求職活動報告書及び収入

申告書を提出していること、不定期ではあるがポスティングの仕事に従事していることから、処分庁は、請求人が稼働能力を有し、その稼働能力を活用する意思があること、東京の求人倍率の状況から、請求人は、その稼働能力を活用する就労の場を得ることができるものと判断したことが認められる。

そのため、処分庁は、請求人について、これまでの口頭による指導指示では就労による自立支援を達成することが困難であり、請求人の求職活動に対する指導指示の実効性を確保するため（上記 1・(6)）、文書による本件指示 1 及び本件指示 2 を行ったことが認められる。

また、本件指示 1 及び本件指示 2 の内容（別紙 1 及び 2 参照）は、請求人に対し、事務所に来所して就労のための面接を受けるよう指示するものであって、その内容は、請求人の自立の助長という法（1 条参照）の目的に沿い、かつ、請求人にとって容易に実現可能なものであると認められることから（このことは請求人が本件処分後に就労支援員との面接のために事務所に来所していることから明らかである）、本件指示 1 及び本件指示 2 は、請求人に係る保護の目的達成のために必要かつ相当なものであるといえる（上記 1・(4)判例参照）。

したがって、処分庁が、上記 1 の法令等の定めに則り、請求人について就労を阻害する要因が認められないにもかかわらず、その稼働能力を活用しているとは認められないこと、本件指示 1 及び本件指示 2 に従わないことにつき、本件弁明に正当な理由があるとは認められないことから、請求人が本件指示 1 及び本件指示 2 に係る指示義務に違反したことを理由として、本件保護を停止することとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第 3）のとおり、本件指示 1 及び本件指示 2 は、法 27 条 2 項、3 項に違反して違法であるから、当該違法な

指示に基づいて行われた本件処分も違法である旨主張する。

しかし、上記 2・(2)のとおり、本件指示 1 及び本件指示 2 は、請求人に係る保護の目的達成のために必要かつ相当なものであり、違法又は不当なものとは認められないことから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 1 ないし別紙 3 (略)